

事 務 連 絡
令和2年5月20日

各 都 道 府 県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化」
に関連するQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業の実施について」（令和2年5月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に関連する事項について、Q&Aを整理しましたので送付いたします。なお、本事業の実施に当たっては、既に遠隔手話に取り組んでいる市区町村や医療機関等とも連携し、聴覚障害者への周知を図り、意思疎通の支援に尽力いただくようお願いします。

ご質問等については、新型コロナウイルスによる感染症の拡大により、担当の出勤日が限られているため、お電話ではなく、下記の連絡先メールまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係 鈴木、時松

連絡先：suzuki-tatsuya@mhlw.go.jp

tokimatsu-natsumi.s83@mhlw.go.jp

Q1 遠隔手話に必要な通信環境整備について、具体的にどのような場所の整備が考えられるか。

A 本事業を活用して整備する場所については、以下のような機関等が考えられる。

- 手話通訳者等が遠隔手話を実施する場所
(聴覚障害者情報提供施設、関係団体事業所、行政機関等)
- 聴覚障害者等が相談・申請・受診等をする機関
(行政機関、学校、保健所、病院等)

Q2 本事業の取り組みで、どのような経費が対象になるのか。

A 本事業の対象経費としては、「遠隔手話に必要な通信環境整備に関する経費」、「遠隔手話広報・啓発に要する経費」であり、以下のようなものが考えられる。

【遠隔手話に必要な通信環境整備に関する経費】

- サーバー構築費用
(サーバーホスティング、端末セットアップ 等)
- オペレーター向けマニュアル作成・研修実施
- 専用ブース設置費のための経費
(机、椅子、パーテーション、PC、ヘッドセット 等)
- その他、各機関(行政機関、学校、保健所、病院等)に設置、貸与する専用タブレット(本体、ライセンス料)など、遠隔手話に必要な通信環境整備に関する経費 等

【遠隔手話広報・啓発に要する経費】

- 聴覚障害者向けパンフレット
- 動画作成のための経費 等

Q3 導入後の運営費については、本事業の対象になるのか。

A 本事業は遠隔手話サービスを実施するための導入経費を支援するための事業であるため、導入後の運営費（手話通訳者への賃金、本事業で整備されたサーバー等の毎月の通信費等）は本事業の対象ではなく、従来と同じく、地域生活支援事業の対象である。

なお、遠隔手話サービスの実施主体により、以下のとおり、地域生活支援事業の該当する事業は異なると考えられる。

都道府県：専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、手話通訳者設置 等

区市町村：意思疎通支援事業 等

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により区市町村の実施が難しい場合は、都道府県で支援を実施するなど、柔軟に対応していただきたい。

また、意思疎通支援事業等の実施要綱に記載のとおり、個人が所有するタブレット等の購入費用や通信料については、補助対象外である。

Q4 実施主体は都道府県のみで、指定都市・中核市を含む区市町村は対象外か。また、委託により実施することは可能か。

A お見込みのとおりである。なお、遠隔手話サービスを利用できる機関（行政機関、学校、保健所、病院等）の選定にあたっては、管内区市町村におけるニーズを踏まえ、積極的に連携した上で決定していただきたい。なお、市町村や法人等が実施する遠隔手話に必

要な通信環境整備や、遠隔手話広報・啓発に対し都道府県が補助をする場合も対象となる。

また、都道府県が適当と認めた市町村や法人等に委託することも可能である。

Q5 聴覚障害者等に一時的に貸与するための専用タブレット等の導入費用についても対象となるのか。

A 遠隔手話サービスの提供にあたっては、

- ・聴覚障害者が所有するスマートフォンやタブレットを利用
- ・各機関に設置されているタブレット等を活用

等の方法が考えられるが、聴覚障害者等に専用タブレット等を一時的に貸し出す方法で事業を実施する場合の必要経費についても対象として差し支えない。なお、聴覚障害者にタブレット等を貸与する場合のタブレット利用による通信費については、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の対象経費として差し支えない。

Q6 本事業による整備等は、新型コロナウイルス感染症の予防のためのみを実施されるので、帰国者・接触者相談センターや医療機関のみで、遠隔手話サービスを提供できるように整備すればよろしいか。

A 聴覚障害者が行政機関や学校、保健所への相談や病院への受診等に際して、

- ・手話通訳者の感染が懸念されること、
- ・感染予防のためのマスクの着用等により、口話が困難になる等の理由により、手話通訳者等の同行が困難な状況があることから、遠隔手話サービスの導入を本事業により促進するものである。

また、感染症予防以外の側面として、遠隔手話そのものは、災害時や急な派遣依頼など手話通訳者の派遣が困難な場合に、活用されることにより、聴覚障害者等が安心して生活を送ることが期待されるものである。

そのため、整備にあたっては、帰国者・接触者相談センターや医療機関のみならず、聴覚障害者が利用する様々な機関や、手話通訳者が手話を提供する場所など、新型コロナウイルス感染症の終息後も遠隔手話サービスが効果的・効率的に活用されるように、計画的に実施することが望ましい。

Q7 手話通訳者等が遠隔手話を実施する場所について、複数箇所の整備も可能か。

A 感染症の影響により、遠隔手話を実施する場所への移動が不可能になることも想定されることから、安定した供給のために、手話通訳者等の自宅も含めた複数箇所の整備についても検討して差し支えない。

Q8 要約筆記者の派遣が困難な場合に、タブレット等を活用し、遠隔で要約筆記を実施する場合についても、地域生活支援事業の意思疎通支援事業等の対象になるのか。

A 遠隔で要約筆記を実施する場合の取扱いについても、遠隔手話サービスと同様に地域生活支援事業の意思疎通支援事業等の対象として差し支えない。